小委員会の設置について

令和2年6月26日 文化審議会著作権分科会決定

1 設置の趣旨

文化審議会著作権分科会運営規則(平成30年6月8日文化審議会著作権分科会決定) 第3条第1項の規定に基づき,著作権分科会に特定の事項を審議する以下の三小委員会 を設置する。

- (1) 基本政策小委員会
- (2) 法制度小委員会
- (3) 国際小委員会

※文化審議会著作権分科会運営規則第3条第1項

「分科会長は、特定の事項を審議するため必要があると認めるときは、分科会に小委員会を置くことができる。」

2 各小委員会の審議事項

(1) 基本政策小委員会 著作権関連の基本政策に関すること

(2) 法制度小委員会 著作権法制度に関すること

(3) 国際小委員会

国際的ルール作り及び国境を越えた海賊行為への対応に関すること

3 各小委員会の構成

著作権分科会長が指名する委員,臨時委員及び専門委員により構成する。 なお,著作権分科会長は会議に出席し,随時発言することができるものとする。

※文化審議会著作権分科会運営規則第3条第2項

「小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。」

4 その他

議事の手続その他各小委員会の運営に関し必要な事項は、当該小委員会が定める。